

# 武里みどり住宅地自治会 会則

## 第一章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は「武里みどり住宅地自治会」(以下「自治会」という。)と称し、事務所を自治会館内に置く。

(目 的)

第 2 条 この自治会は、武里みどり住宅地居住者の親睦、及び住み良い住宅地としての環境づくりと整備、並びに住民の福祉の向上を図る事を目的とする。

(事 業)

第 3 条 この自治会の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 親睦、社会福祉向上に関する事。
2. 環境衛生に関する事。
3. 防犯、防災に関する事。
4. 共同施設の設備及び維持管理に関する事。
5. その他、必要と認めた事。

(会 員)

第 4 条 武里みどり住宅地の所有者又は居住者は、この自治会の会員となるものとする。

但し居住者は一世帯一会員とみなす。

2. 前項のほか、下記に定める条件を満たす者について、この自治会の準会員資格を与えることができるものとする。

条件 1 自治会員となる申し出があり、自治会が適当と認める事。

条件 2 「武里みどり住宅地自治会会則」を遵守する事。

条件 3 共有地既設付帯設備等の財産権等、みどり住宅住民固有の既得権を主張しない事。

条件 4 会費は、総会において議決された金額とする。

(会員の権利義務)

第 5 条 この自治会の会員は、会員としてのすべての権利義務を平等に受けるものとする。

## 第二章 役 員

(役員の数)

第 6 条 この自治会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名

2. 副会長 2名
3. 総務部長 1名
4. 理事 各ブロックより1名
5. 監事 2名

なお、必要に応じ顧問を置くことができる。

(役員職務)

第7条 この自治会の役員職務は、次のとおりとする。

1. 会長は自治会を代表し、総会及び理事会を招集し、かつ会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故の際はその職務を代行する。
3. 各理事は、理事会の決定に基づき会務を執行する。
4. 監事は、会計を監査する。

(役員選出)

第8条 役員選出については、次のとおりとする。

1. 理事は、各ブロックより会員の互選により1名を選任する。
2. 会長、副会長、総務部長（以下「三役」という。）は、別に定める三役選出規程に基づき選任する。
3. 監事は、会員の互選により定める。
4. 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期については、次のとおりとする。

1. 三役については任期2年、その他の役員については、1年とする。但し、再任を妨げない。
  2. 役員が、その任期満了の日前に会員の資格を失った時は、その資格を失う。
  3. 役員に欠員が生じたため、あらたに選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  4. 役員の定数に異動を生じたため、あらたに選任された役員の任期は現に役員である者の任期満了の日までとする。
  5. 役員は、第1項の規定に関わらず任期満了後であっても、後任者が就任するまで、その職務を行う。
- 2 三役については、会務遂行のため連絡費として、毎月下記の手当を支給する。自治会長 4,000 円、副会長及び総務部長 2,000 円。  
前項の手当については、6ヶ月分を前払いすることができる。

### 第三章 機関

(機関)

第10条 機関は総会及び理事会として、総会は議決機関、理事会は執行機関

とする。

(事務局の設置)

2. 会長は第3条に定める事業の運営を円滑に行うため、理事会において出席理事の3分の2以上の同意を得て、事務局を設置することができる。
3. 会長は、事務局の業務及び運営を定める事務局設置規程を出席理事の過半数の同意を得て、別に制定することができる。

## 第四章 総会

(総会の招集)

第11条 総会の招集については、次のとおりとする。

1. 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長又はその指名する者が議長となる。
2. 通常総会は毎年会計年度終了後一ヶ月以内に開催し、会員に対して開会の日から少なくとも5日前に、目的である事項並びに開催の日時、場所を記載した招集状を送付する。
3. 会員の3分の1以上の者から、会議の目的である事項を示して総会の招集の要請があった場合、あるいは理事会において総会招集の決議がなされたときは、会長は臨時総会を20日以内に招集しなければならない。この場合の招集の手続きについては、前項の規定を準用する。

(総会に付議する事項)

第12条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

1. 会則の変更
2. 役員承認
3. 事業計画及び収支予算の決定
4. 事業部報告及び収支決算承認
5. その他、重要事項

(会議の議決方法)

第13条 総会は、全会員の過半数の出席により開催し、議事は出席会員の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決定するところによる。

(議決権の行使)

第14条 議決権の行使については次のとおりとする。

1. 会員は総会において、会員1名につき各一個の議決権を有する。
2. 会員は、議決権の行使を、その総会に出席する他の会員にあらかじめ文書で、その総会に付議する議案について賛否を委任して、表決することが出来る。
3. 表決の委任を受けた会員は、その委任を受けた事を証するに足る文書を、会議を開く前に会長に提出しなければならない。

(議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成し、会長がこれに署名捺印して保管しなければならない。

## 第五章 理事会

(理事会の構成)

第16条 この自治会に理事会を置き、理事を以て構成し、総会において議決された事を執行する。

(理事会の招集)

第17条 理事会の招集については、次のとおりとする。

1. 理事会は、必要に応じ会長又は理事の3分の1以上の要請により招集し、会長がその議長となる。
2. 理事会を招集するには、理事に対しその開会の3日前までに会議の目的である事項を示し、通知しなければならない。

(理事会の決定事項)

第18条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

1. 総会の招集及び総会に提出する議案。
2. 事業運営の具体的方針。
3. 財産の保有及び管理の具体的方法。
4. この会則に定める事項。
5. その他事務執行について、理事会において必要と認めた事項。

(理事会の議事)

第19条 理事会の議事については、次のとおりとする。

1. 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
2. 理事会の議事は、出席の過半数で決する。  
但し、可否同数の時は議長の決するところによる。
3. 理事会に出席することが出来ない場合は、賛否の意見を明らかにした書面により、理事会に加わることができる。

(理事会の会議録)

第20条 理事会の議事については議事録を作成し、理事会の会議については第15条の規定を準用する。

## 第六章 会計

(会計)

第21条 会長は、理事の中から会計理事を選任する。

この自治会の経費は会費・寄付金・その他の収入を以て充当する。

(会計年度)

第22条 この自治会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会費)

第23条 この自治会の会費は、次のとおりとする。

1. 居住者は1ヶ月当たり400円とする。
  2. 非居住者は、1ヶ月当たり200円とする。
  3. 居住者で2区画以上の所有者は、会費納入は1区画とする。  
但し、2区画以上にそれぞれの世帯を有する場合は、それぞれの世帯は会費を納入することとする。
- ◎(参考：但し書きの適用基準)を追加記載
4. 会費の納入は、毎月10日までとするが、まとめて12ヶ月分を前納することもできる。

- ① 2区画所有で1世帯のみ居住、及び1区画所有で生計を分離していない2世帯住宅の場合→1世帯とする。
- ② 2区画所有で生計を分離した2世帯居住の場合→2世帯とする。
- ③ 1区画所有で生計を分離した2世帯居住の場合→2世帯とする。
- ④ ②及び③の場合、高齢等の理由がある場合は別途考慮する。

(既納会費の返済)

第24条 退会した者は、既に納付した会費の返済請求をすることができな  
いととも、この会の資産については何等の権利も無いこととする。

(自治会館)

第25条 この自治会会員の総意によって、会則第3条に定める事業活動を行  
うため、会費と寄付金により自治会館を設置し、みどり住宅自治会  
館(以下「会館」という)と称する。

(自治会館の寄付金)

第26条 会館設置のための寄付金は、一戸当たり2,000円以上とし、武里み  
どり住宅地居住者がこれを負担する。住宅地の所有者及び他の者が  
居住者となった場合は入居時に負担する。

(寄付金名簿)

第27条 会館の寄付金名簿は、会館に備えなければならない。

(自治会館の使用)

第28条 会館の使用方法については、別に使用規定を設ける。

附 則

1. この会則は、昭和48年9月9日から施行する。
2. 第一回の自治会の役員は、自治会結成時に互選するものとし、任期は第9条第1項に  
かかわらず昭和49年3月31日までとする。

3. 集会所に関する規定は昭和49年12月28日から施行する。
4. この会則を一部改定及び追加、平成4年4月5日から施行する。
5. この会則を一部改訂及び追加、自治会館建設事務局設置規定を別に定め、平成8年4月7日から施行する。
6. 集会所使用規定の改称と改定、自治会館建設事務局設置規程の名称変更と一部を削除、平成10年4月12日から適用する。
7. この会則を一部改定及び追加、平成11年4月1日から適用する。
8. この会則を一部改定及び追加、平成12年4月1日から適用する。第8条2項「三役選出規程」
9. この会則を一部改定及び追加、平成14年4月1日から適用する。第4条条件4、第25条から28条の各名称
10. この会則を一部改定及び追加、平成18年4月3日から適用する。第3条5項「簡易保険の保険料団体払込制度による保険料払込団体の運営に関すること。」を追加挿入し、5項は6項とする。第6条理事各ブロックより1名に改定第21条自治会の経費の内「簡易保険の保険料団体払込制度による割引額」を追加挿入する。第26条「但し、最初に居住者となった者に限る。」を削除する。
11. この会則を一部改定、平成22年4月1日から適用する。第6条2項副会長1名を2名に改定。第9条第2主文三役手当の件、会長 5,000 円を 4,000 円に、副会長、総務部長 3,000 円を 2,000 円に改定。第23条1項1ヶ月当たり 500 円を 400 円に改定。2項1ヶ月当たり 300 円を 200 円に改定。
12. この会則を一部改定、平成23年4月1日から適用する。第一章第3条5項は削除、6項を5項に繰り上げ、第六章第21条経費は「会費、寄付金、簡易保険の保険料団体払込制度による割引額、その他～」を経費は「会費、寄付金、その他～」とする。